

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 8 日

古河市高齢者施設等事業所
管理者 各位

古河市役所 高齢介護課

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における一次協議について

日頃より市介護保険制度の円滑な実施にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回、標記交付金について、下記のとおり、令和 7 年度一次協議について通知がありましたので事業の実施についてご検討ください。

国からの通知につきましては、古河市の公式ホームページに掲載しております。補助金の対象事業、限度額、内容につきましてご確認ください。

なお、今回、市に下記の資料を提出していただくのは、小規模施設に限られます（大規模施設については県への申請となります）。

ご不明な点がありましたら、担当までご連絡ください。

記

1 提出資料（該当事業のみ提出）

（１）「防災・減災等事業整備計画書」（別添 2^{※1}）

- ① 既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備等整備事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）
- ③ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
（耐震化分）（大規模修繕等分）（非常用自家発電設備整備事業分）
- ④ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業
- ⑥ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

上記の必要添付書類

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること

ウ 「補助対象面積確認シート」（別添 4^{※3}）（面積按分が必要な場合）

(2)「整備計画一覧表」(別添3※²)

①、②、③、④、⑤、⑥に係る整備計画一覧表

※1～3は古河市公式ホームページに掲載しています。

2 提出先 古河市役所 高齢介護課

3 提出方法・部数

(1) 別添2～4の資料及び必要添付書類・・・電子媒体

4 提出期限 令和7年4月16日(水)※期限厳守

※補助金を要望する場合は 4月11日(金)までに
その旨、電話でご連絡ください。

5 留意事項

(1) 今回申請していただいても補助金が確定するものではありません。

国から市への内示は5月以降の予定です。

(2) 通知文の掲載は、古河市公式ホームページでご確認ください。

◆古河市ホームページ

『ホーム>組織から探す>高齢介護課>お知らせ>事業所の方へのお知らせ>
令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における一次協議について』

【問い合わせ・提出先】

古河市役所 高齢介護課 担当：担当：海老沼・中島・柴崎

TEL 0280-92-4921

FAX 0280-92-5594

e-mail:kourei.kaigo@city.ibaraki-koga.lg.jp